

循環第号2106の2
平成28年2月22日

(事業者名)
代表取締役 (代表者名) 様

佐賀県くらし環境本部
循環型社会推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について (通知)

このことについて、平成27年12月21日付け環廃対発第1512211号及び環廃産発第1512212号により、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものの処理を改正政令の施行後に行おうとする場合には、以下のとおり許可申請が必要です。

- ・特別管理産業廃棄物処理業の許可を未だ取得していない方は、新規許可申請が必要です。
- ・特別管理産業廃棄物処理業の許可を既に取得している方は、事業範囲の変更許可申請が必要です。

特別管理産業廃棄物への指定並びにその収集運搬に係る処理基準及び保管基準が、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日から施行される特別管理産業廃棄物収集運搬業については、許可申請の受付を行っています。申請の際は、事前に電話にて予約をお願いします。

※この通知は、県内に主たる事務所を構える特別管理産業廃棄物収集運搬事業者及び蛍光管破碎施設を有する産業廃棄物処分業者に通知しています。

担当：循環型社会推進課
産業廃棄物担当
電話：0952-25-7108
FAX：0952-25-7109